



虐待かなと思ったら通報を

虐待が行われている事例

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴るなどの暴力
- ・ タバコの火などを押しつける
- ・ 逆さ吊りにする
- ・ 戸外に長時間しめだす

心理的虐待

- ・ 無視、拒否的な態度
- ・ 罵声を浴びせる
- ・ 言葉による脅かし
- ・ 兄弟間での極端な差別

性的虐待

- ・ 性的いたずら、強要
- ・ 性器などを見せる
- ・ ポルノグラフィー被写体などの強要
- ・ ネグレクト（養育放棄または怠慢）
- ・ 衣食住の世話を放棄
- ・ 乳幼児を車中に放置する
- ・ 家に閉じ込める
- ・ 病気になるのに医師に診せない



虐待と思われるケース

- ・ 虐待行為そのものを目撃
- ・ たたく音や叫び声
- ・ 児童に不自然な傷が多い
- ・ いつもお腹をすかせている
- ・ 衣服や身体が非常に汚れている
- ・ 児童が不自然な時間に徘徊する
- ・ 児童が怪我や病気をしても医師に診せない
- ・ 小さな児童を置いたまま度々外出している

通報先

市家庭相談室	☎ (24) 2111内線446番
市保健センター	☎ (24) 3355番
市教育委員会学務係相談員	☎ (23) 0355番
紋別警察署生活安全課	☎ (23) 0110内線260番
北見児童相談所	☎ 0157(24) 3498番

☎ 社会福祉課児童家庭係 ☎ (24) 2111内線446番



◀パンフレット希望の方は児童家庭係まで連絡ください。

虐待から子どもを守るため、紋別市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図り、児童の適切な保護や育児支援を行っています。

児童虐待は、早期に発見し、適切に対応することが重要です。「虐待かな？」と思ったらすぐに通報しましょう。

保護者をはじめ、家族や近隣の方及び学校、保育所、病院など地域みんなの力で児童虐待を防ぎましょう。

「障害者マーク」をご存知ですか？

☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎ (24) 2111内線222番

普段の日常生活の中で、目や手足などに障害を持つ方、ペースメーカー、人工透析を利用されている方などは、わずかな段差や人ごみの移動が難しかったり、短時間立ったままであることが辛いことがあります。

また、車いすを利用している方は、広い駐車スペースがなければ、車の乗り降りが困難です。

このため、障害をもつ方々が日常生活を少しでも過ごしやすいように「障害者マーク」が定められています。お店、公共施設、駐車場などで「障害者マーク」を見かけたときは、席を譲ったり専用駐車場を空けておくなど、障害のある人々が住みやすいまちづくりのために、皆さんの理解と協力をお願いします。



「障害者が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通の国際シンボルマーク」

デザインは「車いす使用者」として描かれていますが、「視覚障害者」や「聴覚障害者」などすべての障害者を対象としています。建物内のドア付近や駐車場などに掲示されていたり、自動車などには利用されています。

詳細 日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601番



「視覚障害者の国際マーク」

このマークは、「手紙、雑誌の冒頭、また歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」とされています。

詳細 日本盲人会連合 ☎ 03-3200-0011番



「聴覚障害者の国際マーク」

このマークは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されており、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所などで掲示されています。

詳細 全日本ろうあ連盟 ☎ 03-3268-8847番



「クローバーマーク(身体障害者の運転標識)」

「肢体不自由」を理由に条件を付された方が普通自動車を運転する場合に、自動車の前面と後面に表示することとなっています(義務ではありません)。このマークを掲示した自動車に対して、幅寄せや無理な割り込みをした場合、罰金が科せられます。



「ハートプラスマーク」

このマークは、「心臓や呼吸器、腎臓など外見からは分からない体の内部に障害を抱えている方」を表します。外見からは何の障害もないように見える人でも、実は重い疾病を抱えている場合があります。個人で身につけたり、自動車には利用されています。